

埼玉東部消防組合
自動販売機設置事業者
公 募 要 領

令和6年度～令和8年度

貸付分

埼玉東部消防組合消防局総務課

目次

1. 設置事業者決定までのスケジュール	1
2. 応募から自動販売機設置までの手続き	2
3. 入札参加資格要件	7
4. 貸付条件	8
5. 貸付物件	11
6. 問い合わせ先	11
(別紙)	
別紙1 設置場所一覧	12
別紙2 予定価格(最低入札価格) / 過去の販売数量実績等	13
別紙3 物件位置図	14
別紙4 現況(写真)	30
(様式)	
参加申込書(様式第1号)	33
誓約書(様式第2号)	34
質問書(様式第3号)	36
入札書(様式第4号)	37
入札辞退届(様式第5号)	40
委任状(様式第6号)	41
(資料)	
財産賃貸借契約書(案1) ※設置場所が庁舎内の場合	42
財産賃貸借契約書(案2) ※設置場所が屋外の場合	47

1 設置事業者決定までのスケジュール

(1) 公募要領の配布

令和6年1月29日（月）から

※ 応募要領は、消防組合ホームページに掲載するほか、消防局2階総務課でも配布します。

(2) 入札参加申込書の提出期限

令和6年2月16日（金）17時まで（必着）

※ 特定記録郵便、配達確認のできる宅配便、直接持参のいずれかで受付いたします。

(3) 参加資格審査

参加資格審査の結果、資格ありと認められた場合は、令和6年2月22日（木）に入札参加資格確認書を送付します。

(4) 質問書の提出

令和6年2月28日（水）17時まで（必着）

電子メール・FAX 及び直接持参にて提出

※ 回答については、埼玉東部消防組合ホームページに令和6年3月6日（水）までに掲載します。

(5) 入札

令和6年3月13日（水）午前10時から

開札結果は、令和6年3月14日（木）から消防局総務課内で公表します。

(6) 契約

入札終了後、令和6年3月19日（火）までに埼玉東部消防組合と契約を締結していただきます。

(7) 自動販売機の設置

令和6年4月1日（月）から令和6年4月5日（金）までの間に設置してください。なお、自動販売機設置の有無にかかわらず賃貸借料は4月1日から発生しますのでご注意ください。

2. 応募から自動販売機設置までの手続き

埼玉東部消防組合では、消防局・久喜消防署及び各消防署所に自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札への参加を希望される方は、本公募要領をよくご覧になり、落札後の辞退や契約期間中の撤退などがないように十分ご検討のうえ、入札にご参加ください。

(1) 公募要領の配布

公募要領その他関係書類は、消防組合ホームページ内の「重要なお知らせ」に掲載するほか、消防局総務課でも配布いたします。

[配布開始] 令和6年1月29日（月）から（ホームページ掲載も同じ）

[配布場所] 消防局2階 総務課

毎日9時から17時まで

（ただし、土日、祝日を除く）

(2) 入札参加申込書の提出

入札への参加を希望される方は、入札参加申込書を提出してください。なお、現地での説明会等は実施しませんので、書類提出前にご自身で現地状況等を必ずご確認のうえ応募されるようお願いいたします。現地調査をする際は、総務課企画財政担当までご連絡ください。

① 受付期間 令和6年2月16日（金）17時まで（必着）

毎日9時から17時まで受付します。

（ただし、土日、祝日を除く）

郵便や宅配便で提出される際は、上記期限に遅れないように、配送に要する期間を考慮のうえ送付してください。

事故等により書類が届かなかった場合でも異議申し立ては受付しませんのでご注意ください。

② 受付方法 特定記録郵便、配達確認のできる宅配便、直接持参のいずれかで受付します。

③ 提出先 〒346-0021 埼玉県久喜市上早見396番地

埼玉東部消防組合消防局総務課

電話0480-21-2711（総務課直通）

④ 提出書類

No.	提出書類	法人	個人
1	入札参加申込書（様式第1号）	○	○
2	身分証明書（市町村発行のもの）（写し）	×	○
3	誓約書（様式第2号）	○	○

4	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し）	○	×
5	確定申告書（写し）	×	○
6	印鑑証明書（原本）	○	○
7	埼玉県税・消防組合管内市町の納税証明書（写し）	○	○

※ 複数物件に参加する場合でも、提出書類は1部で結構です。

※ 提出書類の返却は致しません。

⑤ 納税証明書について

提出書類「7 埼玉県税・消防組合管内市町の納税証明書（写し）」の詳細は、以下のとおりです。

【法人の場合】

証明書の種類	交付機関	組合市町内に 本支店あり	組合市町外かつ 県内に本支店あり
法人事業税	埼玉県税事務所	○	○
法人県民税	埼玉県税事務所	○	○
法人市町民税	組合市町 税務課等	○	×

【個人の場合】

証明書の種類	交付機関	組合市町内に 本支店あり	組合市町外かつ 県内に本支店あり
個人事業税	埼玉県税事務所	○	○
市町村民税	組合市町 税務課等	○	×

(3) 参加資格審査

入札参加申込書により参加資格審査を実施します。審査の結果、資格を有すると認められた応募者には、令和6年2月22日（木）に入札参加資格確認書を送付します。（投函予定日）

(4) 質問書の提出

① 提出方法

質問書（様式第3号）により提出してください。

消防局総務課まで直接持参、FAX 又は電子メールで提出してください。

[F A X] 0480-26-9311

[電子メール] nyuusatsu@saitamatobu-119.jp

② 受付期間

令和6年2月28日（水）17時まで

直接持参の場合は、毎日9時から17時まで受付します。

(ただし、土日、祝日を除く)

電子メールの場合は、上記期限までの間はいつでも受付します。

※ 上記期限以降に提出された質問は、受理しませんのでご注意ください。

③ 質問者への回答

回答については、埼玉東部消防組合ホームページに令和6年3月6日(水)までに掲載します。

(5) 入札

① 入札の実施

下記のとおり実施します。

日 時 令和6年3月13日(水) 午前10時開始

場 所 埼玉東部消防組合消防局 1階講堂

入札会場には、入札参加者1者(社)につき1名に限り入場することができます。

入場の際には参加資格確認書が必要となりますので、忘れずにご持参ください。

② 入札金額

ア 入札書(様式第4号)に記載する金額は、年額としてください。入札金額には予定価格(最低入札価格)が設定されています。入札書には、「別紙2」に記載の予定価格(最低入札価格)以上の金額を記入してください。

イ 建物の賃貸借に係る落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 賃貸借料は、落札額に別途電気使用料を加算した額とします。

電気使用料は、設置を予定している自動販売機の年間消費電力量に1 kWhあたり31円を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする)とします。

③ 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者が行った入札

イ 同一の入札において2つ以上の入札を行ったとき

ウ 不正行為による入札

- エ 入札書の金額、氏名、印影または重要な文字が誤脱し、または不明確なとき
- オ 記名押印を欠く入札書及び金額を訂正した入札書
- カ 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札
- ④ 入札保証金
免除とします。
- ⑤ 入札の辞退
埼玉東部消防組合自動販売機設置事業者公募入札参加申込書を提出された方で、入札を辞退する場合は、辞退届に必要な事項を記載し、入札日前日までに応募書類と同じ提出先へ持参または郵送してください。
- ⑥ 入札方法
- ア 入札参加者は、開札に立ち会ってください。なお、代理人に入札を委任する場合は、委任状を提出してください。
- イ 入札書を開札し、最低貸付料以上の額かつ最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札事業者とします。なお、最高価格の入札者が2者以上ある場合は、くじで選定します。
- ⑦ 入札の延期または中止
入札を公平かつ公正に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、または取りやめることがあります。
- ⑧ 落札者の決定
- ア 最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、物件1（久喜消防署）は、入札金額の上位2者を落札者とし、落札者の上位者が設置場所を選択することができるものとします。
- イ 後日、落札者の入札が無効であると確認された場合には、最低貸付料以上の額で次に高い価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- ⑨ 結果の通知
- ア 入札の結果は、諸手続き完了後、消防組合消防局総務課内において公表します。【令和6年3月14日（木）（予定）】
- イ 入札の結果は、物件ごとに、落札者の名称と落札金額を公表します。
- ⑩ 落札者の決定取り消し
- ア 落札者が下記のいずれかに該当する場合、落札者としての資格を取り消すものとします。
- ・ 令和6年3月19日（火）までに契約書が提出されなかったとき
 - ・ 落札後に申込書等への虚偽の記載があったことが判明したとき
 - ・ 落札者が著しく社会的信用を損なう行為等をしたことにより、設置事業者としてふさわしくないと当消防組合が判断したとき

事業者としてふさわしくないと当消防組合が判断したとき
イ 上記のいずれかにより、落札者としての決定を取り消したとき及び落札者が契約を締結しないときは、最低貸付料以上の額で当該落札者の次に高額の入札金額を示した者と随意契約交渉を行うものとします。

(7) 契約

- ① 落札者決定後、令和6年3月19日（火）までに、落札した者（以下、「設置者」という。）と賃貸借契約を締結します。
契約の際には、契約書と併せて設置を予定している自動販売機のカタログ（コピー可）を提出してください（年間消費電力量がわかるもの）。その他、必要な書類がある場合は、別途通知します。
- ② 契約保証金については、免除します。
- ③ 契約期間の途中で消費税及び地方消費税の税率が改定された場合は、電気使用料に係る契約金額の変更を行います。
- ④ 賃貸借契約を締結後に、設置者の事情により契約を解除する場合には、以下の各項に従うものとします。
 - ア 契約を解除する時点の3か月前までに、設置者は消防組合へ契約を解除する旨を文書で通知してください。解除日は3か月後の月の末日とします。
 - イ 契約を解除する時点までの賃貸借料で未納分がある場合は、必ず納付を済ませてください。

(8) 自動販売機の設置

自動販売機は、令和6年4月1日（月）から令和6年4月5日（金）までの間に設置してください。

自動販売機の設置は上記の期間で、予め消防局総務課と日程調整をした上で施工するようにしてください。

なお、設置日にかかわらず、賃貸借料は令和6年4月1日から発生しますのでご注意ください。

(9) 指定物件及び落札者がなかった場合の随意契約

落札者がなかった物件のうち消防組合が指定する物件は、随意契約により貸し付ける場合があります。

詳細について、参加資格確認書をお持ちの方を対象に別途通知します。

3. 入札参加資格要件

次の要件を満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号～第6号に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団関係業者を利用していないこと。
役員・使用人等が暴力団関係者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人にあっては、埼玉県内に本店・支店または営業所を有し、個人にあっては埼玉県内で事業を営んでいること。
- (6) 入札日までの過去2年間に、国または地方公共団体（地方職員共済組合等を含む）と種類及び規模について同等以上の契約を履行した実績を有すること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生の申立てをしていない者であること。
- (8) 市町県民税（法人の場合は法人市町民税・法人県民税・法人事業税）を滞納していないこと。

4. 貸付条件

(1) 貸付方法

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付（貸借契約）

(2) 貸付期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 自動販売機の仕様

設置する自動販売機は、環境負荷軽減等の観点から、以下の項目を満たすようにしてください。

① 外寸

設置場所の使用可能面積を勘案した自動販売機であること。

また、放熱余地部分及び空き容器回収ボックス設置部分を考慮すること。

② 環境対策

自動販売機の設置による環境負荷の軽減のため、ノンフロン型の機器を設置すること。また、消費電力の削減のため、学習省エネ機能や部分冷却加温システム、ヒートポンプ機能、ピークカット機能、照明の自動点滅・減光機能などの省エネルギー機能を搭載した機器を設置すること。

③ ユニバーサルデザイン

埼玉東部消防組合との協議により、低い位置に設置された商品選択ボタン、かがまずに商品を取り出せる取出口、硬貨を一度に投入することのできる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示など、年齢や性別、障害の有無等を問わず、誰にでも使いやすいよう工夫された機器の設置を検討すること。

④ セレクション数

現在設置されている自動販売機のセレクション数と同等、又はそれ以上とすること。

⑤ 電子マネー

キャッシュレス決済として、スマートフォン決済と非接触型ICカードの対応ができること。非接触ICカードは最低でも交通系、流通系の電子マネーの使用が可能とすること。

(4) 自動販売機の設置・管理・運営について

自動販売機の設置・管理・運営にあたっては、以下に記載する事項を遵守すること。

① 安全対策

ア 自動販売機の設置における安全を確保するため、以下のとおり安全対策を講じること。

イ 設置にあたっては、「自動販売機—据付基準」（J I S B 8 5 6 2）及び「自動販売機の屋内据付基準」（一般社団法人日本自動販売機工業会）遵守すること。

ただし、庁舎の躯体に対し影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則として認めない。

ウ 販売物品の安全性確保のため、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取り扱い要領及び規格基準」（日本自動販売協会、日本自動販売機工業会）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を期すること。

エ 防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置すること。また、屋内若しくは消防署所敷地内設置ではあるが、「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会）等を参考とし、犯罪防止に努めること。

② 販売品

ア 販売品は、飲料のみとし、煙草・アルコール類の販売は認めない。

イ 販売価格は、定価（標準小売価格）から20円以上割り引いた価格とすること。

③ 商品補充・変更・消費期限の確認

設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認及び管理を行うこと。また、販売物品を起因とする事故等の発生に対しては、設置者の責任において誠実に対応すること。

④ 売上金の回収及び釣銭の補充

設置者において、売上金の回収及び釣銭の補充を行うこと。

⑤ 故障時の対応

自動販売機に故障が発生した場合、設置者において、速やかに保守員を派遣し対応すること。また、保守業務は随時行い、自動販売機の機能維持に努めること。なお、設置する自動販売機に対しては、故障時等の連絡先を明記すること。

⑥ 使用済み容器の回収

ア 設置者は、使用済み容器の回収について以下の点に留意し、自動販売機設置場所周辺の美化に努めること。

イ 原則として自動販売機設置1台につき最低1基の割合で、使用済み容器回収ボックスを設置すること。なお、設置及び維持に係る費用は、設置者の負担とする。

ウ 回収ボックスの素材は、樹脂製または金属製とし、容器の回収頻度や回収量を考慮し、使用済み容器が溢れ、周囲に散乱することがないように、十分な収容容積を確保すること。

エ 使用済み容器の回収は、設置者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うこと。なお、回収は原則として8時30分～17時15分とし、早朝夜間における作業は原則として認めない。

オ 使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）などの関係法令に基づき、適切に行うこと。

⑦ 費用負担

自動販売機の設置に際し、電気工事等を必要とする場合、その費用は設置者が負担するものとする。なお、工事を実施する際は、消防局総務課の指示に従って行うこと。

⑧ 原状回復

設置者は、貸付期間が満了または許可が取り消された場合は、速やかに原状回復し、消防局総務課の確認を受けること。なお、原状回復に要する費用は設置者の負担とし、設置者は一切の補償を消防組合に対し求めることができない。

(5) 使用上の制限

貸付決定以降、貸付期間満了までの間は、以下の事項について遵守してください。

- ① 賃貸借契約の条件を遵守し、賃貸借料を確実に納付すること。
- ② 貸付物件への建物の建築や工作物の設置を行わないこと。
- ③ 貸付物件を第三者に転貸し、またはそれに類似する行為を行わないこと。
- ④ 本件賃借権を第三者に譲渡し、または他の権利を設定しないこと。

(6) 賃貸借料の支払い

賃貸借料は、9月末日及び3月末日までに、それぞれ年額の2分の1相当額を納付していただきます。年額に対する端数が生じた場合は、3月納入分で調整するものとします。

(7) 販売数量実績報告

設置業者は各年度(4月1日から翌年3月31日まで)の販売数量について、翌年度の4月末日までに消防局総務課へ報告してください。

5. 貸付物件

(1) 施設概要等

別紙1のとおり。

貸付面積には、放熱余地及び空き容器回収ボックス設置部分を含むものとなりますが、場所によっては異なる位置に容器回収ボックスを設置している物件もあります。

設置できる自動販売機は、瓶・缶及びペットボトル飲料専用とします。

(2) 販売数量実績

別紙2のとおり。

(3) 物件位置図

別紙3のとおり。

(4) 物件の現況

別紙4のとおり。

現場説明会は実施しませんので、現況については事前に各自で確認してください。

6. 問い合わせ先

〒346-0021

埼玉県久喜市上早見396番地

埼玉東部消防組合消防局総務課 企画財政担当

電話 0480-21-2711

FAX 0480-26-9311

e-mail nyuusatsu@saitamatobu-119.jp

○設置場所一覧

物件 番号	施設名	所在地	設置場所	設置可能寸法			
				幅 (cm)	奥行 (cm)	高さ (cm)	面積 (㎡)
1	久喜消防署 1-1	〒346-0021 久喜市上早見 396	建物	142	100	240	1.42
	久喜消防署 1-2						
2	東分署	〒346-0014 久喜市吉羽 2-30-2	屋外	140	100	210	1.40
3	鷲宮分署	〒340-0206 久喜市西大輪 2111-6	屋外	190	110	310	2.09
4	菖蒲分署	〒346-0105 久喜市菖蒲町新堀 964-1	屋外	115	100	200	1.15
5	栗橋分署	〒349-1104 久喜市栗橋 324-2	屋外	235	140	250	1.82
6	加須消防署	〒347-0011 加須市北小浜 780-1	建物	215	85	220	1.83
	加須消防署						
8	騎西分署	〒347-0105 加須市騎西 3-2	屋外	140	90	300	1.26
9	北川辺分署	〒349-1212 加須市麦倉 1258-1	屋外	200	122	246	2.44
10	大利根分署	〒349-1134 加須市北下新井 773	屋外	110	120	240	1.32
11	幸手消防署	〒340-0114 幸手市東 4-5-10	建物	150	95	220	1.43
12	西救急ステーション	〒340-0162 幸手市下川崎 10	建物	162	75	198	1.21
13	白岡消防署	〒349-0214 白岡市寺塚 162-1	建物	130	90	230	1.17
14	杉戸消防署	〒345-0024 杉戸町大字堤根 4750-1	建物	140	90	245	2.19
15	泉出張所	〒345-0013 杉戸町大字椿 628-2	建物	176	75	260	1.32
16	宮代消防署	〒345-0831 宮代町大字須賀 650-1	建物	139	90	246	1.25

別紙 2

物件 番号	施設名	(※1) 予定価格 (最低入札価格) (円)	(※2) セレクシ ョン数	(※3) 販売数量 実績 (本)	備考
1 (※4)	久喜消防署 1-1	242,987	36	15,178	
	久喜消防署 1-2		30	6,290	
2	東分署	60,494	30	2,802	
3	鷺宮分署	79,916	35	3,595	
4	菖蒲分署	98,574	36	4,362	
5	栗橋分署	71,282	36	3,307	
6	加須消防署	343,716	42	15,626	
7	加須消防署	33,858	30	968	(※5)
8	騎西分署	59,938	30	2,785	
9	北川辺分署	60,334	30	2,782	
10	大利根分署	86,750	30	4,008	
11	幸手消防署	122,780	30	5,232	
12	西救急ステーション	62,060	25	2,844	
13	白岡消防署	285,994	36	12,753	
14	杉戸消防署	87,706	36	4,068	
15	泉出張所	54,346	30	2,427	
16	宮代消防署	130,768	36	5,963	

(※1) 入札書(様式第4号)に記載する金額は、年額としてください。入札金額には予定価格(最低入札価格)が設定されています。入札書には、予定価格(最低入札価格)以上の金額を記入してください。
賃貸借料は、落札額に別途電気使用料を加算した額とします。

電気使用料は、設置を予定している自動販売機の年間消費電力量に1kWhあたり31円を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする)とします。

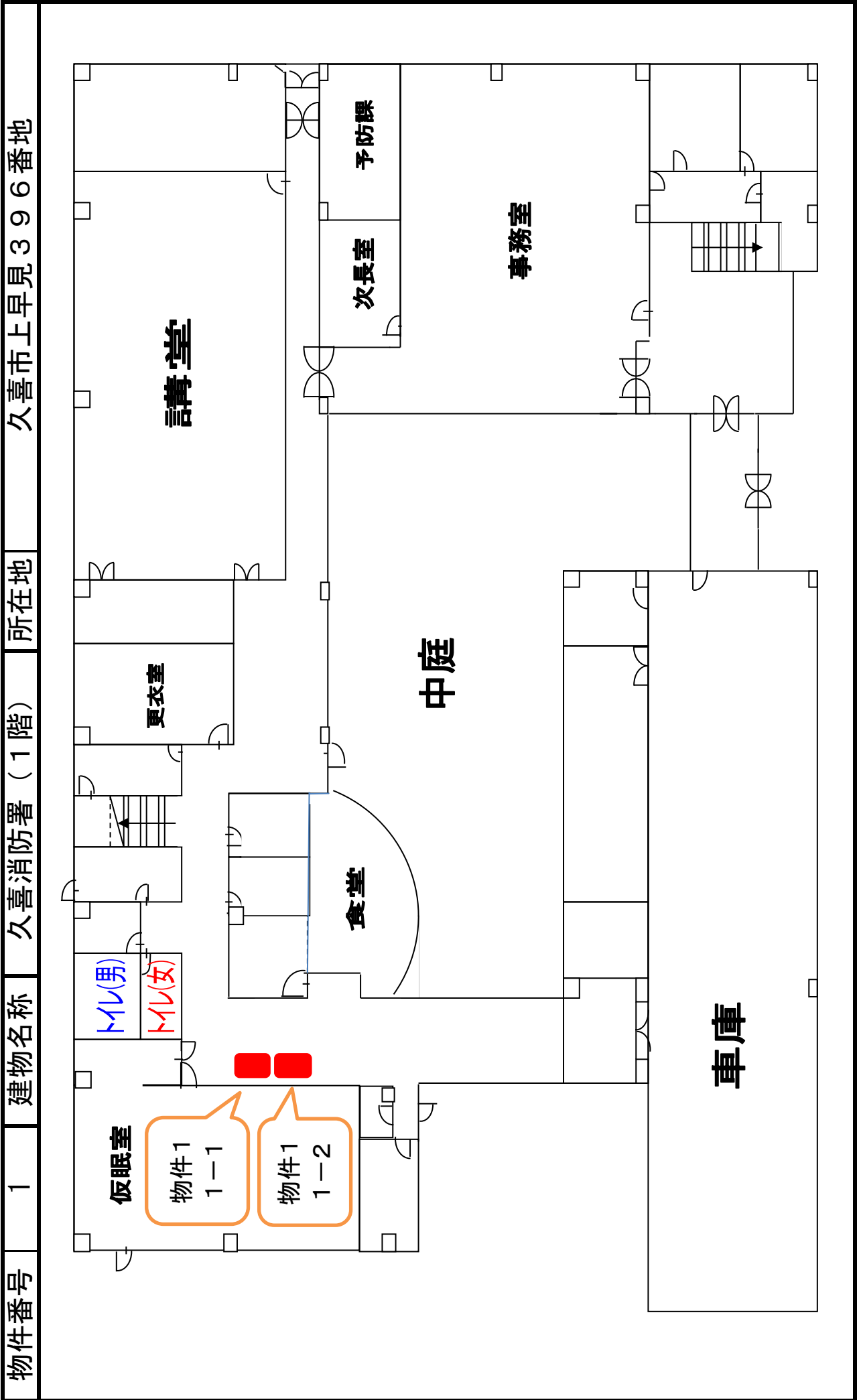
なお、消費税及び地方消費税が改正された場合は、当該法令に基づき、施行日以降の賃貸借料は改正後の消費税となります。

(※2) 現在設置されている自動販売機のセレクション数と同等、又はそれ以上とします。

(※3) 販売数量実績とは、令和4年度における販売数量です。

(※4) 物件1は入札金額の上位2者を落札者とし、落札者の上位者が設置場所を選択することができるものとします。(同施設内に複数業者による、自動販売機の設置機会を確保するため)

(※5) 現在は、庁舎とは別棟の訓練塔に設置されているものを庁舎内食堂に設置場所を変更するものです。



物件番号

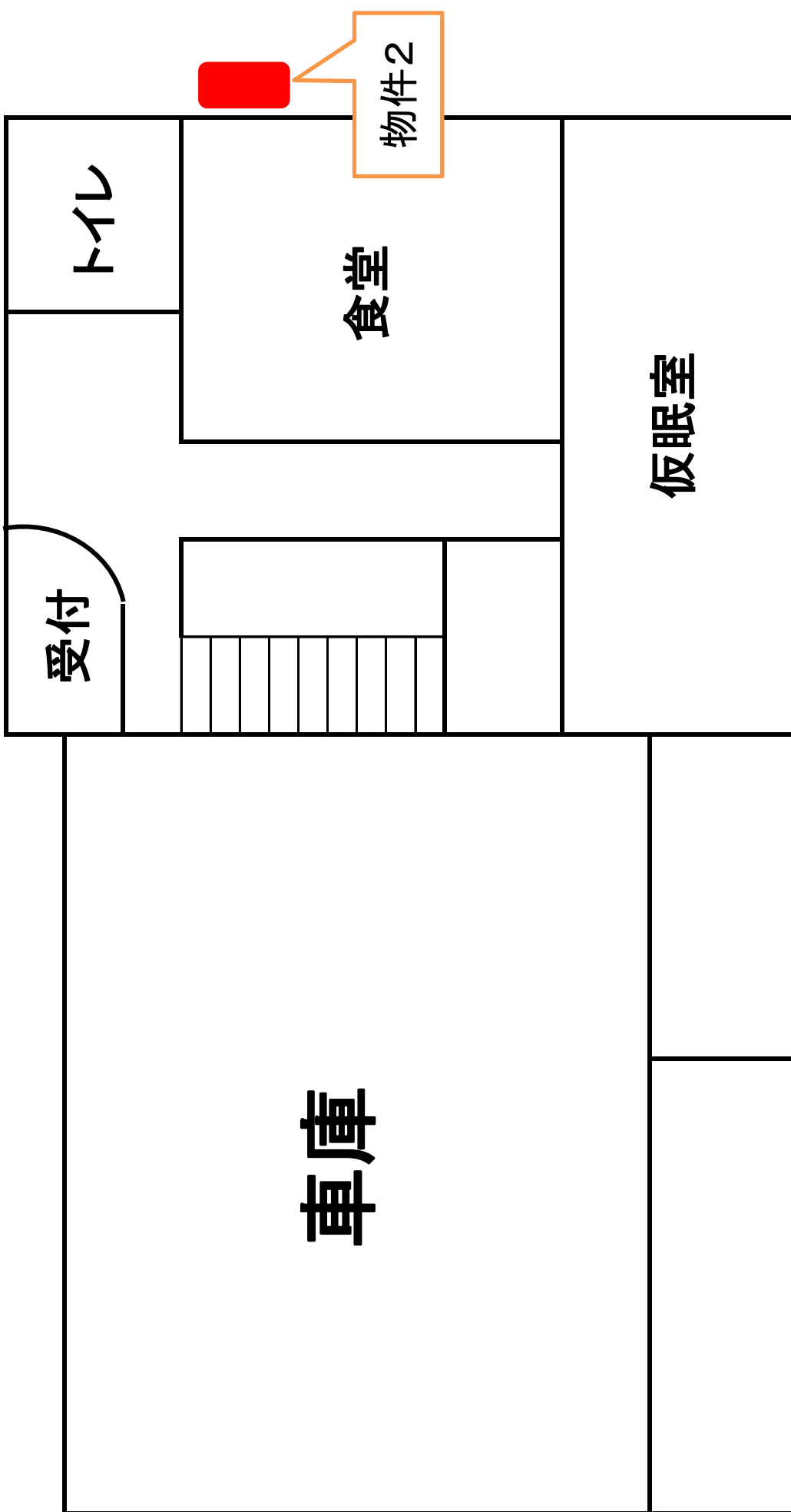
2

建物名称

東分署

所在地

久喜市吉羽2-30-2



物件番号

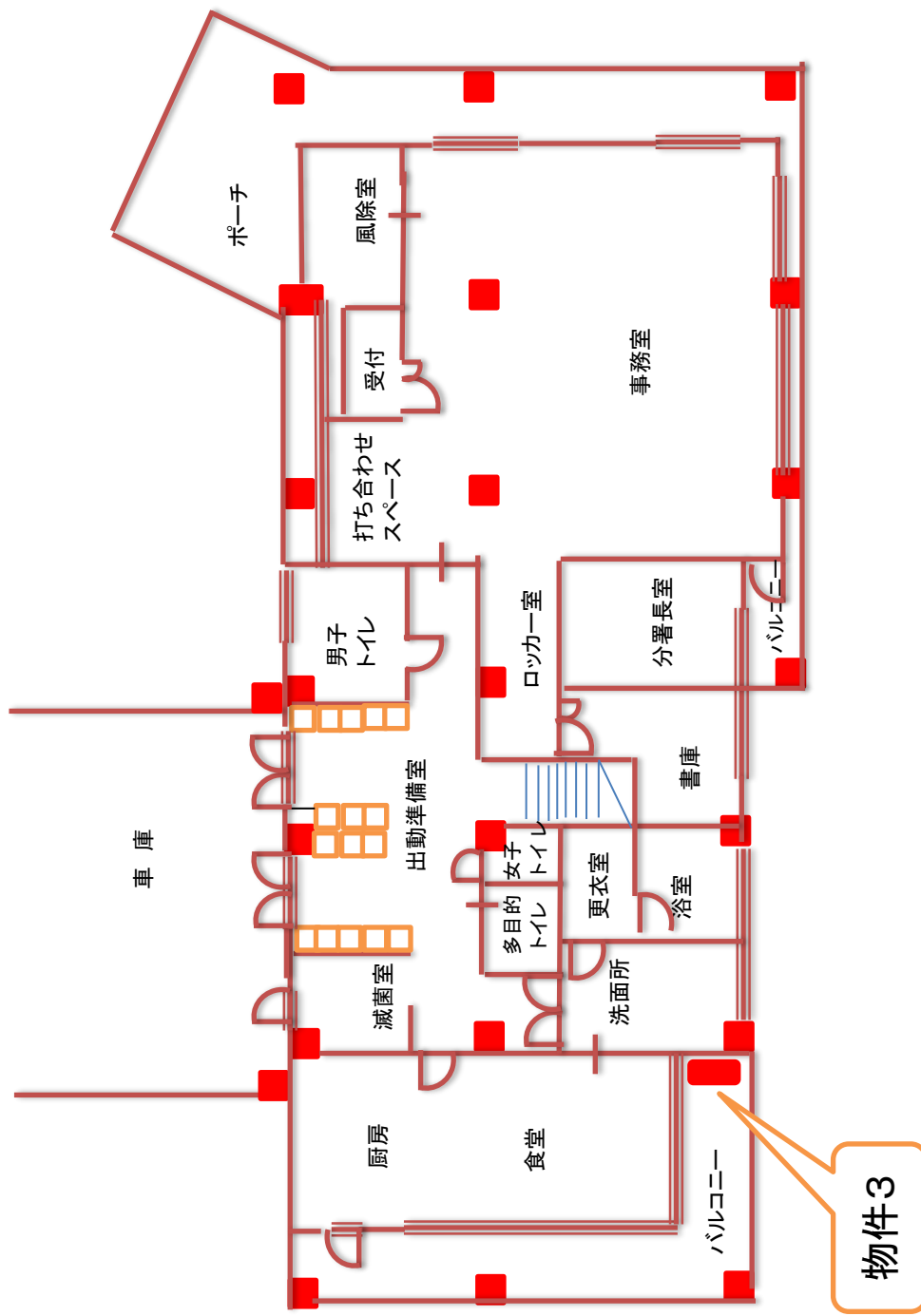
3

建物名称

鷺宮分署

所在地

久喜市西大輪2111-6

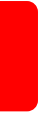


物件番号	4	建物名称	菖蒲分署	所在地	久喜市菖蒲町新堀964番地1

物件番号	5	建物名称	栗橋分署	所在地	久喜市栗橋324-2
<p>The floor plan shows a building layout with the following rooms and features:</p> <ul style="list-style-type: none"> 車庫 (Garage): A large rectangular area on the left side. 仮眠室 (Napping room): A large rectangular area in the upper middle. 食堂 (Cafeteria): A large rectangular area in the upper right. 浴室 (Bathroom): A small rectangular room below the napping room. トイレ (Toilet): A small rectangular room to the right of the bathroom. 倉庫 (Warehouse): A rectangular room below the toilet. 受付 (Reception): A rectangular room to the right of the warehouse. 分署長室 (Sub-office chief's room): A rectangular room to the right of the napping room. 事務所 (Office): A rectangular room to the right of the chief's room. 台所 (Kitchen): A rectangular room to the right of the office. 物件5 (Object 5): A red square marker located at the top right corner of the building, with a callout box pointing to it. 					

物件番号	6	建物名称	加須消防署	所在地	埼玉県加須市北小浜780番地1
<p>音楽隊楽器庫</p> <p>廊下</p> <p>WC</p> <p>廊下</p> <p>自販機スペース</p> <p>管理指導課事務室</p> <p>中庭</p>		<p>多目的室</p> <p>EV</p> <p>展示スペース</p> <p>玄関ホール</p> <p>風除室</p>		<p>玄関</p>	

物件6



自販機スペース

物件番号	7	建物名称	加須消防署 食堂	所在地	埼玉県加須市北小浜780番地1
消防署1階	<div data-bbox="268 1518 1418 1861"> <p>厚生室</p> <p>食堂</p> <p>女性トイレ</p> <p>男性トイレ</p> <p>自販機</p> <p>管理指導課</p> </div>	<div data-bbox="268 595 1418 1440"> <p>トレーニング室</p> <p>管理指導課</p> </div>			

物件番号	8	建物名称	騎西分署	所在地	加須市騎西3-2
<p style="text-align: center;">1階</p> <p style="text-align: center;">物件8</p> <p style="text-align: center;">柱</p> <p style="text-align: right;">庇</p>					

物件番号	9	建物名称	北川辺分署	所在地	加須市麦倉1258-1
<p>県道</p> <p>消防庁舎</p> <p>物件9</p> <p>屋外渡し廊下</p> <p>食堂</p> <p>講堂</p> <p>駐車場</p>					

物件番号	10	建物名称	大利根分署	所在地	加須市北下新井773
------	----	------	-------	-----	------------

The floor plan shows a building layout with the following rooms and features:

- 物置** (Storage Room): Located at the top left, with a red square and a callout bubble labeled "物件10" (Object 10) pointing to it.
- 洗濯室** (Laundry Room): Located below the storage room.
- 浴室** (Bathroom): Located to the right of the laundry room.
- 階段** (Stairs): Located in the center of the building.
- 玄関** (Entrance): Located to the right of the stairs.
- ポーチ** (Porch): Located to the right of the entrance.
- 受付** (Reception): Located at the bottom right corner.
- 仮眠室** (Napping Room): A large room on the left side of the building.
- 車庫** (Garage): A large area at the bottom of the building, connected to the main structure by a dashed line.
- ホース棚** (Hose Rack): Located inside the garage area.

<p>物件番号</p>	<p>11</p>	<p>建物名称</p>	<p>幸手消防署 (1階)</p>	<p>所在地</p>	<p>幸手市東4丁目5番10号</p>
<p>物件11</p>					

物件番号	12	建物名称	西救急ステーション	所在地	幸手市下川崎10
<p>物件12</p> <p>車庫</p> <p>器具庫</p> <p>危険物庫</p> <p>工具庫</p> <p>物品庫</p> <p>倉庫</p> <p>救急隊仮眠室</p> <p>書庫</p> <p>倉庫</p> <p>食堂</p> <p>仮眠室</p> <p>物入</p> <p>物入</p> <p>浴室</p> <p>更衣室</p> <p>洗面所</p> <p>倉庫</p> <p>トイレ</p> <p>ホール</p> <p>風除室</p> <p>事務室</p>					

物件番号

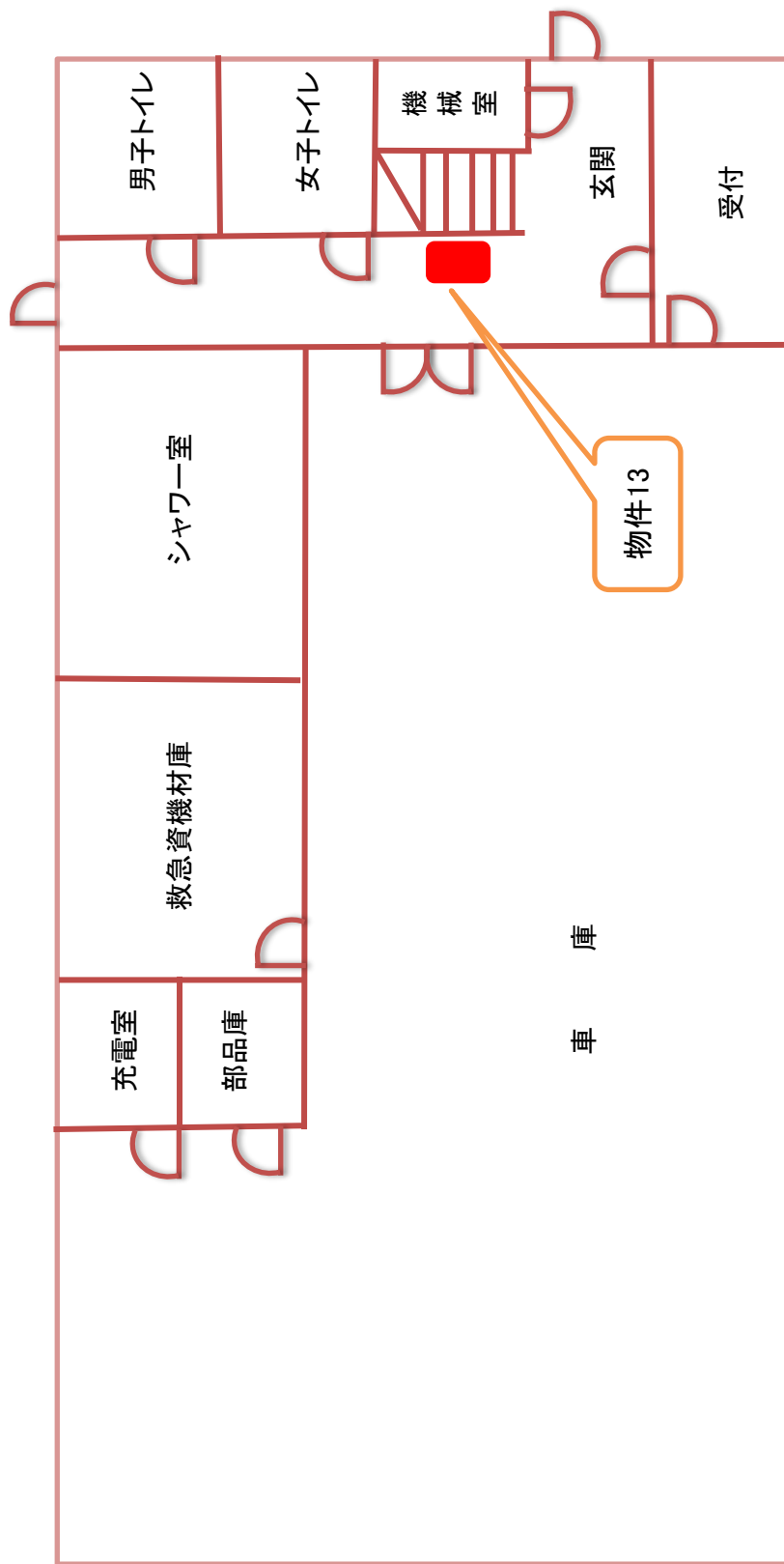
13

建物名称

白岡消防署

所在地

白岡市寺塚162番地1



物件番号	14	建物名称	杉戸消防署	所在地	杉戸町大字堤根4750番地1号

物件番号

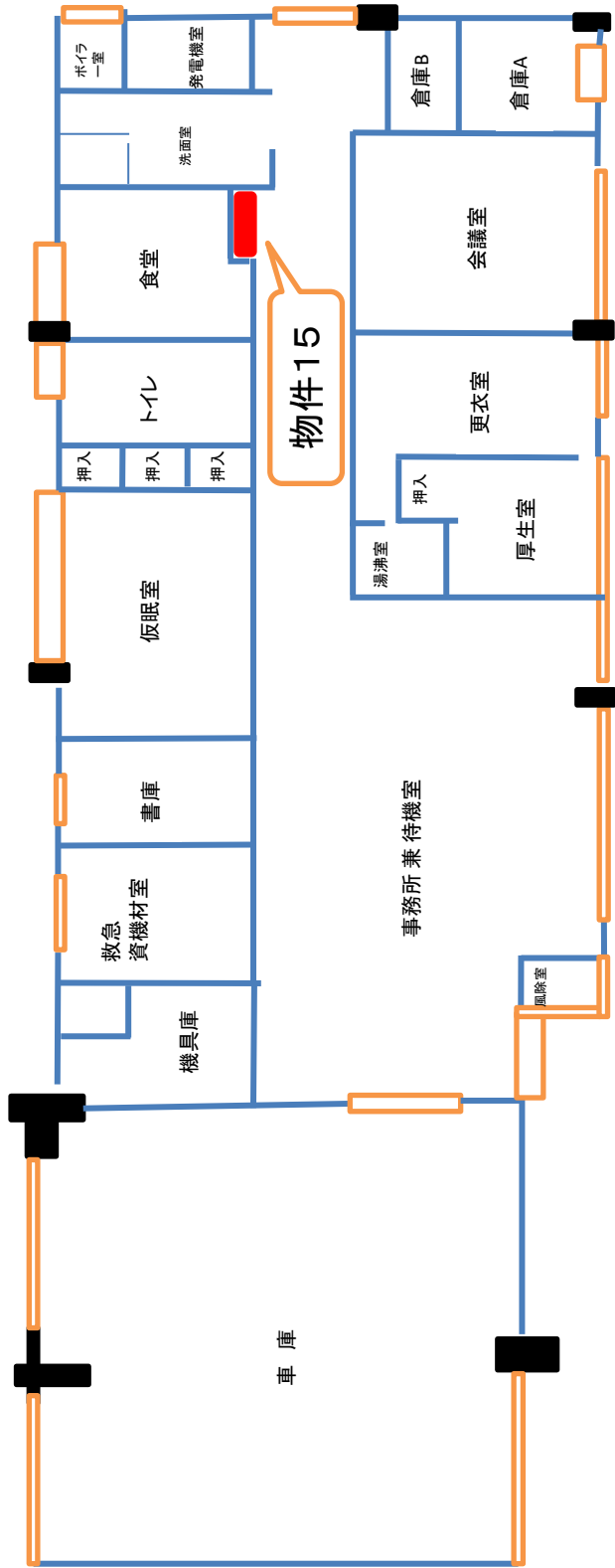
15

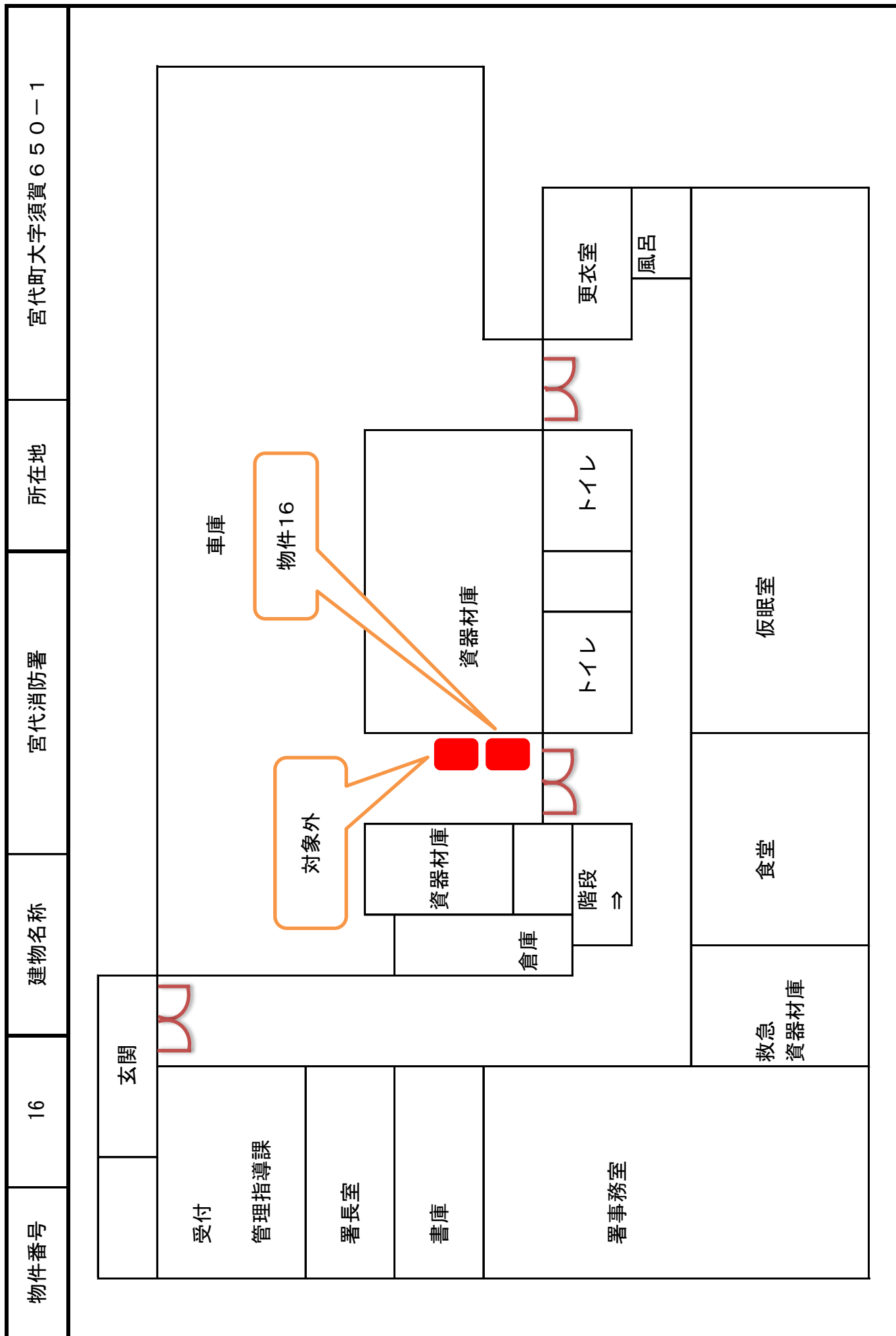
建物名称

泉出張所

所在地

杉戸町大字椿628-2





物件 1 【 1-1 ~ 1-2 久喜消防署】



物件 2 【東分署】



物件 3 【鷺宮分署】



物件 4 【菖蒲分署】



物件 5 【栗橋分署】



物件 6 【加須消防署】



物件7【加須消防署】



物件8【騎西分署】



物件9【北川辺分署】



物件10【大利根分署】



物件11【幸手消防署】



物件12【西救急ステーション】



物件13【白岡消防署】



物件14【杉戸消防署】



物件15【泉出張所】



物件16【宮代消防署】



(様式第1号)

区分	受付番号
法・個	

自動販売機設置事業者公募入札参加申込書

令和 年 月 日

埼玉東部消防組合

管理者 梅田 修一 宛て

申込者 〃 一
住所 (所在地)
法人名 (個人名)
代表者名

実印

埼玉東部消防組合自動販売機設置事業者公募の入札について、公募要領を承知のうえ、参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

添付書類 (提出する書類に○を記入してください。)

提出	書類名	法人	個人
	身分証明書 (市町村発行)	×	○
	誓約書 (様式第2号)	○	○
	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) (写し)	○	×
	確定申告書 (写し)	×	○
	印鑑証明書	○	○
	埼玉県税・組合市町税の納税証明書 (写し)	○	○

(様式第2号)

誓 約 書

令和 年 月 日

埼玉東部消防組合
管理者 梅 田 修 一 宛て

申込者 〃 ー
住 所 (所在地)
法人名 (個人名)
代表者名

印

埼玉東部消防組合自動販売機設置事業者公募入札への参加申し込みにあたり、以下の事項について相違ないことを確約し、貴組合における入札、契約等に係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対し貴組合が行う一切の措置について異議の申し立ては行いません。

記

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の各号に掲げられた者ではありません。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員ではありません。また、暴力団関係業者を利用しておりません。役員・使用人等は暴力団関係者ではありません。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員ではありません。
- (4) 国または地方公共団体(地方職員共済組合等を含む)と種類及び規模をほぼ同じくする契約等を過去2年間の間に数回(数か所)以上、すべて誠実に履行しています(詳細は裏面別表)。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生の申立てはしておりません。
- (6) 応募にあたっては、募集要領の記載事項を承知したうえで参加します。

注) 別表1も必ず記載してください。

別表 1

国又は地方公共団体（地方職員共済組合等を含む）と
種類及び規模をほぼ同じくする契約等の実績一覧

設置施設名	所在地	設置台数	設置期間
		台	年 月 日 ～ 年 月 日
		台	年 月 日 ～ 年 月 日
		台	年 月 日 ～ 年 月 日
		台	年 月 日 ～ 年 月 日

(様式第3号)

質 問 書

令和 年 月 日

埼玉東部消防組合
管理者 梅 田 修 一 宛て

申込者 〃 一
住 所 (所在地)
法人名 (個人名)
代表者名

印

担当者 氏 名
電話番号
FAX 番号
メールアドレス

埼玉東部消防組合自動販売機設置事業者公募について、下記のとおり質問します。

質問番号	質問内容
1	
2	
3	

(注意)

- 1 質問は、共通事項でない場合は、必ず物件番号を明記してください。
- 2 質問のない場合、提出の必要はありません。
- 3 別紙を添付することもできます。

(様式第4号)

参加資格番号

入札書

埼玉東部消防組合自動販売機設置事業者公募入札について、応募要領その他関係書類の内容を熟知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

住所
(所在地)
法人名
(個人名)

印

埼玉東部消防組合
管理者 梅田修一 宛て

物件 番号	施設名称	入札金額(年額)						
		百 万	十 万	万	千	百	十	円
1	久喜消防署 (1-1) (建物)							
	久喜消防署 (1-2) (建物)							
2	東分署							
3	鷲宮分署							
4	菖蒲分署							
5	栗橋分署							
6	加須消防署 (建物)							
7	加須消防署 (建物)							
8	騎西分署							
9	北川辺分署							
10	大利根分署							
11	幸手消防署 (建物)							
12	西分署救急ステーション (建物)							

物件 番号	施設名称	入札金額（年額）						
		百 万	十 万	万	千	百	十	円
13	白岡消防署(建物)							
14	杉戸消防署(建物)							
15	泉出張所(建物)							
16	宮代消防署(建物)							

(注意)

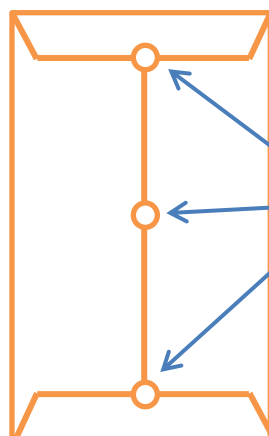
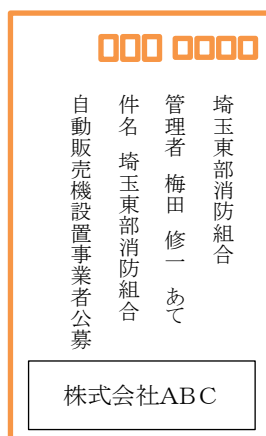
1. 設置を希望する施設の物件番号に○を付け、入札金額を記入してください。
2. 物件1は入札金額の上位2者を落札者とし、落札者の上位者が設置場所を選択することができるものとします。
(同施設内に複数業者による、自動販売機の設置機会を確保するため)
3. 設置を希望しない物件については、未記入としてください。
4. 金額は算用数字を用いて右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

物件 番号	施設名称	入札金額（年額）						
		百万	十万	万	千	百	十	円
○	○○消防署	¥ 1	0	0	0	0	0	0
○	○○分署		¥ 8	0	0	0	0	0

5. 金額の訂正は認めません。
6. 建物の賃貸借に係る落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書を入れる封筒の記載例

1. オモテ面には「埼玉東部消防組合管理者 梅田修一 あて」、「件名 埼玉東部消防組合自動販売機設置事業者公募」と記載し、併せて応募者名称を記入してください。
2. ウラ面は図のとおり封印をしてください。



封印を3か所に
押印する

(様式第5号)

入札辞退届

下記案件について [入札参加申請をしました・指名通知を受けました] が、都合により入札を辞退します。

記

1 件 名

2 指名通知日 (公告日) 令和 年 月 日

3 辞退の理由

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

埼玉東部消防組合

管理者 梅 田 修 一 あて

(様式第6号)

委 任 状

私は、
を委任します。

Ⓜを代理人と定め、下記に関する入札の一切の権限

記

1 件 名

2 場 所

令和5年 月 日

住 所
委任者
氏 名

Ⓜ

埼玉東部消防組合
管理者 梅 田 修 一 あて

※設置場所が建物の場合
財産賃貸借契約書（案 1）

貸主 埼玉東部消防組合（以下「甲」という。）と借主 ○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により消防組合財産について借地借家法（平成 3 年法律第 90 号。以下「法」という。）第 38 条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（賃貸借物件）

第 2 条 賃貸借物件は、以下のとおりとする。

物件番号	財産名称	所在地	貸付面積	貸付場所

（指定用途等）

第 3 条 乙は、賃貸借物件を自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために使用しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件を指定用途に使用するにあたっては、別紙仕様書に記載された事項を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第 4 条 賃貸借期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

2 自動販売機の設置及び撤去の日は、甲及び乙にて協議の上、賃貸借期間内で甲が指定する日（以下「指定期日」という。）とする。

（契約更新等）

第 5 条 本契約は、法第 38 条の規定に基づくものであるから、法第 26 条、第 28 条及び第 29 条第 1 項並びに民法（明治 29 年法律第 89 号）第 604 条の規定は適用されないので、契約更新にかかる権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、賃貸借期間の延長も行われぬものとする。

（賃貸借料）

第 6 条 賃貸借料は、以下のとおりとする。

賃貸借料 A+B	落札額 A	電気使用料 B	うち消費税及び地方消費税の額
円	円	円	円

2 1年未満の期間にかかる賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料年額に基づき、月割計算により算定した額とする。

3 契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等によって消費税率に変動が生じたときは、甲乙協議の上、賃貸借料に相当額を加減して支払うものとする。

（賃貸借料の支払い）

第7条 乙は、前条の賃貸借料を、契約期間中の年度ごとに甲が発行する請求書により、指定された納期限内に納付しなければならない。

（延滞金）

第8条 乙は、前条に基づき、甲が定める納入期限までに賃貸借料を納入しなかったときは、甲に対し延滞金を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞金は、遅延日数に応じ、納付すべき賃貸借料相当額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 前項の延滞金に100円未満の端数があるとき、又は延滞金の総額が100円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金は徴収しないものとする。

4 乙が賃貸借料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が賃貸借料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

（費用負担）

第9条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去、原状回復に要する費用は、乙の負担とし、甲に対し費用の補償を求めることはできない。

2 乙は、甲の業務の都合により自動販売機の移動が必要となった場合、これに応じるものとし、移動に係る費用は乙の負担とする。

（物件の引渡し）

第10条 甲は、第4条に定める賃貸借期間の初日に、賃貸借物件をその所在する場所において、乙に対し引渡すものとする。

（契約不適合責任等）

第11条 乙は、引き渡された賃貸借物件の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、解除及び損害賠償請求をすることができないものとする。

2 乙は、賃貸借物件が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の賃貸借料の減免を請求することができる。

（維持管理義務）

第12条 乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に対し通知しなければならない。

(維持補修)

第 13 条 甲は、賃貸借物件の維持補修の責任を負わない。

2 賃貸借物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(第三者に対する損害賠償義務)

第 14 条 乙は、賃貸借物件を指定用途に使用したことにより、第三者に対し損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たしたときは、甲は、乙に対し当該賠償費用について求償することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第 15 条 乙は、賃貸借物件を第三者に転貸し、又は本契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(届出事項)

第 16 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により速やかに甲に対し届け出を行わなければならない。

(1) 乙の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき。

(2) 乙の地位について合併又は分社化等による包括承継その他の変動が生じたとき。

(商品の盗難又は毀損)

第 17 条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難及び毀損または停電等による売り上げの減少等について、甲の責に帰すことが明らかである場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第 18 条 甲は、賃貸借期間中、必要に応じ乙に対し賃貸借物件や売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(売上本数等の報告)

第 19 条 乙は、自動販売機の売上本数及び売上額を甲に報告しなければならない。

2 報告は、賃貸借期間中における実績を、毎年4月末日までに報告しなければならない。

(契約の解除)

第 20 条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため、賃貸借物件を必要とするとき又は、賃貸借物件の処分をするときは、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為または事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 契約に先立ち乙から提出された入札に関する各種提出書類（参加申込書、誓約書等）に虚偽の記載が確認されたとき。

- (2) 賃貸借料等その他債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。
- (3) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (6) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上賃貸借物件を使用しないとき。
- (7) 甲の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。
- (8) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
- (9) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (10) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めるとき。
- (11) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めるとき。
- (12) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めるとき。

(中途解約)

第21条 乙は、甲に対して、書面による通知を行うことにより、本件賃貸借期間内であっても、本件賃貸借の解約を申し入れることができる。

2 前項の解約申し入れがなされた場合には、本件賃貸借は解約申し入れがあった日から3か月を経過した月の末日をもって終了する。

(契約の失効)

第22条 天変地異により、賃貸借物件が使用できなくなり、又は本契約を継続することができない事態になったときは、本契約は直ちに失効する。

2 前項により本契約が失効した場合、甲乙相互に損害賠償の請求はしない。

(賃貸借物件の返還)

第23条 前3条の規定による契約の解除・失効及び賃貸借期間が満了したときは、乙は、直ちに賃貸借物件をその所在する場所において、甲に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第24条 賃貸借期間が満了し、又はその他の理由により本契約が終了する場合には、乙は自己の費用をもって賃貸借物件の上に存する工作物その他乙が本件公有財産に付属させたものを撤去し、賃貸借物件を原状回復しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認める場合はこの限りではない。

2 乙は、原状回復後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。

3 本契約が終了したにもかかわらず、乙が賃貸借物件を返還しない場合は、本契約の翌日から賃貸借物件の明け渡し完了までの間、乙は甲に対して賃貸借料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害がある場合は、使用損害金とは別に、その損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第 25 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が、第 21 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第 26 条 第 23 条の規定により賃貸借物件を返還する場合において、乙が賃貸借物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無にかかわらず、乙が賃貸借物件に対し施した造作については、本契約の終了の場合において、乙は甲に対しその買取りを請求することができない。

(契約の費用)

第 27 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 28 条 本契約について訴訟等を行う場合は、埼玉東部消防組合を管轄する地方裁判所または簡易裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 29 条 本契約に定めのない事項及び本契約に関する疑義が生じたときは、甲乙双方の協議により決定するものとする。

本契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

埼玉県久喜市上早見 396 番地
甲 埼玉東部消防組合
管理者 梅田 修一 印

乙

※設置場所が屋外の場合

財産賃貸借契約書（案2）

貸主 埼玉東部消防組合（以下「甲」という。）と借主 ○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により消防組合財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 賃貸借物件は、以下のとおりとする。

物件番号	財産名称	所在地	貸付面積	貸付場所

（指定用途等）

第3条 乙は、賃貸借物件を自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために使用しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件を指定用途に使用するにあたっては、別紙仕様書に記載された事項を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 自動販売機の設置及び撤去の日は、甲及び乙にて協議の上、賃貸借期間内で甲が指定する日（以下「指定期日」という。）とする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、賃貸借期間の延長も行われないものとする。

（賃貸借料）

第6条 賃貸借料は、以下のとおりとする。

賃貸借料 A+B	落札額 A	電気使用料 B	うち消費税及び地方 消費税の額
円	円	円	円

2 1年未満の期間にかかる賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料年額に基づき、月割計算により算定した額とする。

3 契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等によって消費税率に変動が生じたときは、甲乙協議の上、賃貸借料に相当額を加減して支払うものとする。

(賃貸借料の支払い)

第7条 乙は、前条の賃貸借料を、契約期間中の年度ごとに甲が発行する請求書により、指定された納期限内に納付しなければならない。

(延滞金)

第8条 乙は、前条に基づき、甲が定める納入期限までに賃貸借料を納入しなかったときは、甲に対し延滞金を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞金は、遅延日数に応じ、納付すべき賃貸借料相当額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 前項の延滞金に100円未満の端数があるとき、又は延滞金の総額が100円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金は徴収しないものとする。

4 乙が賃貸借料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が賃貸借料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(費用負担)

第9条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去、原状回復に要する費用は、乙の負担とし、甲に対し費用の補償を求めることはできない。

2 乙は、甲の業務の都合により自動販売機の移動が必要となった場合、これに応じるものとし、移動に係る費用は乙の負担とする。

(物件の引渡し)

第10条 甲は、第4条に定める賃貸借期間の初日に、賃貸借物件をその所在する場所において、乙に対し引渡すものとする。

(契約不適合責任等)

第11条 乙は、引き渡された賃貸借物件の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、解除及び損害賠償請求をすることができないものとする。

2 乙は、賃貸借物件が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の賃貸借料の減免を請求することができる。

(維持管理義務)

第12条 乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に対し通知しなければならない。

(維持補修)

第13条 甲は、賃貸借物件の維持補修の責任を負わない。

2 賃貸借物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(第三者に対する損害賠償義務)

第14条 乙は、賃貸借物件を指定用途に使用したことにより、第三者に対し損害を与えたと

きは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たしたときは、甲は、乙に対し当該賠償費用について求償することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第 15 条 乙は、賃貸借物件を第三者に転貸し、又は本契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(届出事項)

第 16 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により速やかに甲に対し届け出を行わなければならない。

(1) 乙の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき。

(2) 乙の地位について合併又は分社化等による包括承継その他の変動が生じたとき。

(商品の盗難又は毀損)

第 17 条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難及び毀損または停電等による売り上げの減少等について、甲の責に帰すことが明らかである場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第 18 条 甲は、賃貸借期間中、必要に応じ乙に対し賃貸借物件や売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(売上本数等の報告)

第 19 条 乙は、自動販売機の売上本数及び売上額を甲に報告しなければならない。

2 報告は、賃貸借期間中における実績を、毎年4月末日までに報告しなければならない。

(契約の解除)

第 20 条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため、賃貸借物件を必要とするとき又は、賃貸借物件の処分をするときは、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為または事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 契約に先立ち乙から提出された入札に関する各種提出書類（参加申込書、誓約書等）に虚偽の記載が確認されたとき。

(2) 賃貸借料等その他債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。

(3) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(6) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上賃貸借物件を使用しないとき。

- (7) 甲の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。
- (8) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
- (9) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (10) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めるとき。
- (11) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めるとき。
- (12) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めるとき。

(中途解約)

第 21 条 乙は、甲に対して、書面による通知を行うことにより、本件賃貸借期間内であっても、本件賃貸借の解約を申し入れることができる。

- 2 前項の解約申し入れがなされた場合には、本件賃貸借は解約申し入れがあった日から3か月を経過した月の末日をもって終了する。

(契約の失効)

第 22 条 天変地異により、賃貸借物件が使用できなくなり、又は本契約を継続することができない事態になったときは、本契約は直ちに失効する。

- 2 前項により本契約が失効した場合、甲乙相互に損害賠償の請求はしない。

(賃貸借物件の返還)

第 23 条 前3条の規定による契約の解除・失効及び賃貸借期間が満了したときは、乙は、直ちに賃貸借物件をその所在する場所において、甲に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第 24 条 賃貸借期間が満了し、又はその他の理由により本契約が終了する場合には、乙は自己の費用をもって賃貸借物件の上に存する工作物その他乙が本件公有財産に付属させたものを撤去し、賃貸借物件を原状回復しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認める場合はこの限りではない。

- 2 乙は、原状回復後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。
- 3 本契約が終了したにもかかわらず、乙が賃貸借物件を返還しない場合は、本契約の翌日から賃貸借物件の明け渡し完了までの間、乙は甲に対して賃貸借料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害がある場合は、使用損害金とは別に、その損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第 25 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 2 甲が、第 21 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第 26 条 第 23 条の規定により賃貸借物件を返還する場合において、乙が賃貸借物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無にかかわらず、乙が賃貸借物件に対し施した造作については、本契約の終了の場合において、乙は甲に対しその買取りを請求することができない。

(契約の費用)

第 27 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)


第 28 条 本契約について訴訟等を行う場合は、埼玉東部消防組合を管轄する地方裁判所または簡易裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 29 条 本契約に定めのない事項及び本契約に関する疑義が生じたときは、甲乙双方の協議により決定するものとする。

本契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 埼玉県久喜市上早見 396 番地
埼玉東部消防組合
管理者 梅田修一 

乙